

栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例について

1. 概要

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行等に関連し、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成30年政令第55号）」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）」が3月22日公布され、平成30年4月1日から施行されること等から、所要の規定の整備を図ったものです。

2. 改正する条例

- ・ 栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年栗東市条例第10号）
- ・ 栗東市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年栗東市条例第8号）
- ・ 栗東市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年栗東市条例第10号）
- ・ 栗東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年栗東市条例第9号）

3. 栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正（第1条関係）

【改正内容】

- ・ 看護小規模多機能型居宅介護にかかる指定基準の規定の整備
 - ・ 現行、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには、法人であることが必要であるが、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認めるとされたことにより、規定を整備する。
- ・ 用語規定の整備

4. 栗東市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

5. 栗東市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正（第3条関係）

【改正内容】

- ・ 主任介護支援専門員の定義にかかる経過措置規定の改正に伴う整備
 - ・ 主任介護支援専門員更新研修の受講に係る経過措置について、受講要件を満たす者は、経過措置期間が終了するまでは主任介護支援専門員とみなすこととされたことにより、規定を整備する。

6. 栗東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

【改正内容】

- ・訪問回数の多い利用者への対応（第16条第20号）についての経過措置
 - ・介護支援専門員が市に届ける訪問回数の多い居宅サービス計画については、6ヶ月の周知期間を設けて10月から施行されることから、経過措置規定を整備する。
- ・居宅介護支援事業所の管理者（第6条第2項）についての経過措置
 - ・平成33年3月31日までの間介護支援専門員を管理者とすることができることから、経過措置規定を整備する。

7. 施行期日 平成30年4月1日